

## コメントの概要及びコメントに対する考え方

No	コメントの概要	コメントに対する考え方
<b>全 般</b>		
1	<p>今回の改訂は、財務諸表の監査報告書と整合するように、内部統制監査報告書の記載内容及び記載順序の見直しを図ろうとするものであり、監査報告書の利用者にとって分かりやすい監査報告書を指向するものとして賛同する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<b>財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準</b>		
<b>本 文</b>		
<b>Ⅲ 財務報告に係る内部統制の監査 4. 監査人の報告</b>		
2	<p>「Ⅰ 内部統制の基本的枠組み 4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任」においては、経営者及び監査役等の他に、取締役会についても「経営者による内部統制の整備及び運用に対しても監督責任を有している」と、その役割と責任が明記されている。従って、「Ⅲ 財務報告に係る内部統制の監査 4. 監査人の報告」においても、取締役会の責任の記載を追加するべきと考える。</p> <p>併せて、内部統制報告書についても取締役会及び監査役等の責任の記載を追加し、評価結果を冒頭に記載するよう記載順序の変更をするべきと考える。</p>	<p>今回は、財務諸表監査における監査報告書の記載区分等の改訂に伴い、原則として、合わせて記載するものとされている内部統制監査報告書についても改訂する必要があることから、このような内容としております。</p> <p>なお、「Ⅰ 内部統制の基本的枠組み 4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任」においては、内部統制監査報告書で記載を求めている経営者及び監査役等以外に、取締役会、内部監査人及び組織内のその他の者の役割と責任を記載しております。</p>
3	<p>「Ⅰ 内部統制の基本的枠組み 4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任」において、経営者に次いで、取締役会の責任に係る記述がなされているため、取締役会の責任についての言及があつて然るべきである。もし仮に、「経営者及び監査役等の責任」にしか言及がないことが、反対解釈として、財務報告に係る内部統制に関して、経営者と監査役等のみが責任を負うものであつて、取締役会は特段の責任を負うものではないかの外見を生じてしまうのであれば、誤解を生む原因ともなつてしまい妥当でない。したがって、少なくとも、内部統制の基本的枠組みにおけ</p>	<p>取締役会についても、内部統制監査報告書の記載の有無にかかわらず、本基準が求める「経営者による内部統制の整備及び運用に対する責任」があるものと考えます。</p>

No	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>る記述との整合性という観点からも、やはり取締役会が責任を負わない旨を含意する趣旨ではないことが示されるべきではないか。</p>	
4	<p>本基準の改訂案における監査役等の責任は、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する」とされているが、監査基準における監査役等の責任は「財務報告プロセスを監視する責任」とされており表現が異なるが、このままで良いか。このままとする場合であっても、それぞれ意味していることが異なるのであれば、監査報告書上の表現はできる限り統一すべきと考える。</p>	<p>本基準においては、「Ⅰ 内部統制の基本的枠組み 4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任」に監査役又は監査委員会の役割と責任として、「内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する」と記載されております。</p> <p>これは、本基準の設定当時、日本監査役協会が定める監査役監査基準を参考に制定されたものです。現在の監査役監査基準においても財務プロセスを含む、内部統制システムを適切に構築・運用されているかを監視・検証することが求められており、財務諸表監査及び内部統制報告の監査において、監査役等の役割や責任が変わるものではありません。</p> <p>このような経緯から、内部統制監査報告書における監査役等の責任の記載事項については、本基準の中で平仄を合わせ、このような表現としております。</p>
<p><b>その他</b></p>		
5	<p>「監査役及び監査委員会」を「監査役等」という表現に変えることで監査の質があがるのか。</p> <p>企業の不正は大抵、経営者や経営陣、管理職が不正を正さないため生じている。会計士監査は会社から監査報酬を受領するため、本当の意味で不正を見つけて徹底的に正す事はできないと思う。</p> <p>また、法律上、監査対象は企業経営に影響が大きい部分に特化して行うため、それ以外の部分にメスは入らない。どの箇所に監査人の監査が重点的に行われるかを</p>	<p>ご指摘の改訂箇所は、平成 26 年会社法改正において監査等委員会制度が導入されたことから、「監査役、監査役会、監査等委員会及び監査委員会」をまとめて「監査役等」と表現することとしたものです。</p> <p>監査人はリスク・アプローチに基づき監査手続を実施し、財務諸表等が全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明します。「監査における不正リスク対応基</p>

No	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>理解している人間は監査対象外の部分で小さく多岐に渡って不正を行っている可能性があり、そういう部分の監査をなぜしないのかと思う。</p>	<p>準」においては、監査人は財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならないとされています。</p>
6	<p>「監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会」をもって監査役等と定義する改訂は、平成26 年会社法改正による監査等委員会の導入を反映させるためであることは明らかではあるが、内部統制報告制度との関係で、監査役等の果たすべき役割としては、3つのガバナンス体制に共通している、との理解に基づき包括的な定義としたとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
7	<p>会社法上の監査報告の主体として考えた場合、監査役会、監査等委員会、監査委員会とすることで足りるのではないかと考えられるが、ここで監査役を残した理由は、監査役会の設置がない会社も内部統制報告制度の適用対象に含まれるためであるという趣旨と理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、監査役会の設置がない会社も内部統制報告制度の適用対象に含まれるため、監査役も対象としています。</p> <p>なお、監査役会設置会社の監査役については、それぞれが独立して監査を行っている独任制の機関であることを考慮しております。</p>